

1. 市民参画によるまちづくりの推進
【SDGSにおける努力目標】

★16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。




自治基本条例の理念に基づき市民・議会・行政が協働し、市民一人ひとりが積極的に社会参画できる場をつくるため、市民の地域づくりへの関心を高めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。また、地域づくりやボランティアに取り組む人材の育成や、それらをつなげる相互のネットワークづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合（市民アンケート）	61.1	64.7	64.1	防災意識の高まりから防災訓練などの地域活動への参加人口は増えているが、市全体の人口増により、相対的な割合は目標に達していません。
市が行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合（市民アンケート）	69.1	69.6	69.6	市主催のイベントの減少や共催でのイベント実施のため参加者数が伸び悩んでいます。

対象	市民	意図	まちづくり活動に参加する
----	----	----	--------------

目標	市民がまちづくり活動に参画できている
基本方針	自治基本条例に基づき、行政が主体的に動き市民参画を促し協働によるまちづくりを進めていきます。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくり（まちづくり）人材の育成 地域づくり（まちづくり）活動機会の確保

現状	<ul style="list-style-type: none"> 人口の増加に伴い、地域への関わりが希薄化しています。 高齢化が進む地域で、地域活動の維持が困難となっています。 市地域づくりネットワークの加入団体数が伸び悩んでいます。 各種選挙における投票率が低落傾向にあります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市民・議会・行政が協働し、まちづくりを進めていく事例を増やし紹介していく必要があります。 魅力ある行事やイベントの開催が必要です。 市民参画の柱となるリーダーの育成が必要です。 自治会や区の取り組みを活性化させる啓発と地域活動の担い手の育成が必要です。 市地域づくりネットワークへの加入促進や新規団体の掘り起こしが必要です。 今後有権者となっていく小、中、高校生への主権者教育が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合（市民アンケート）	64.1	成り行き値	63.5	63.2	62.9	62.6	%
		目標値	64.1	64.1	64.1	64.1	
B 市が行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合（市民アンケート）	69.6	成り行き値	69.6	69.6	69.6	69.6	%
		目標値	70	70.2	70.4	70.6	

市民の役割

- 市民は、自らの発言や行動に責任を持ちます。
- 市民は、積極的に地域づくり、まちづくり活動に参加します。
- 市民は、自治への関心を持ち、自ら情報を得て、積極的な参画に努めます。
- 市民は、地域社会との調和に努めます。
- 市民は、選挙（投票）を棄権しないように努めます。

行政の役割

- 市は、市民の参画の機会の拡充を図ります。
- 市は、市民の意見提案を総合的に検討し結果に対して説明責任を果たします。
- 市は、市の方向とまちづくりの理念を広く市民に示します。
- 市は、地域のまちづくりに対して支援を行います。
- 市は、市民と情報を共有するため、わかりやすく情報を公開します。
- 市選挙管理委員会は、主権者教育を推進し、有権者の政治意識が向上するための啓発活動に努めます。

2.

行政改革の推進

【SDGSにおける努力目標】

★16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。



信頼される組織づくりと健全な行政運営を持続させるため、行政改革大綱及び集中改革プランを確実に実行していきます。さらに、行政評価システムによって進行管理を行い、改革・改善につなげていく取り組みを継続します。また、市民への積極的な情報公開に努めることにより行政としての説明責任を果たし、市役所の信頼性の向上や市民との信頼関係の構築を図ります。議会に対する市民の関心をより高くするため、さらにわかりやすく透明性の高い議会情報の提供に努めます。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
集中改革プランの進捗率 (別指標)	76.5	82.4	94.2	庁舎の統合や組織の見直しを行ったことなどの進捗が図られました。
市役所が信頼できる組織だと思う市民の割合 (市民アンケート)	74.9	72.4	71.1	熊本地震後平時となり、自治体の役割への市民の意識が薄れてきたことがあげられます。

対象	市役所、市職員	意図	市民に信頼される組織になる
----	---------	----	---------------

目標	<ul style="list-style-type: none"> 市役所が市民に信頼される組織になっている 市職員が市民に信頼されている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 効率性を意識しスピード感のある行政運営を推進し、費用対効果や原価意識を考えた行政経営に努めます。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な施策・事業の推進・職員の人材育成と効果的な組織運営 広聴・広報機能の充実・情報化の推進・市民サービスの向上・会計の適正な処理 評価機能の確保・開かれた議会の推進・戦略的政策の推進・公有財産の管理運営

現状

- ・人材育成基本方針に基づき人事評価制度を導入し、人材育成を図っています。
- ・人口増加に伴い、適正な職員配置が求められています。
- ・地方創生等による行政運営の多様化が求められています。
- ・市財政の健全化や市民サービスの維持・向上のため、PPP（官民連携）を活用することが求められます。
- ・公共施設の老朽化が進んでいます。

課題

- ・職員の資質向上による、市役所の信頼性向上、市民との信頼関係構築が必要です。
- ・適正な職員数の研究分析と、効果的な組織の検討が必要です。
- ・職員の意識改革と市民サービスの充実が必要です。
- ・官民連携による事業推進が求められます。
- ・公共施設の老朽化が進んでおり、施設の安全性や品質を保つために、計画的な維持補修や更新・集約が必要です。
- ・公共施設改修等の一定年度への集中を避けるため、改修時期の平準化が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 集中改革プランの進捗率 (別指標)	94.2	成り行き値	83.00	88.00	93.00	98.00	%
		目標値	85.00	90.00	95.00	100.00	
B 市役所が信頼できる組織だと思う市民の割合 (市民アンケート)	71.1	成り行き値	70.70	70.50	70.30	70.10	%
		目標値	71.10	71.10	71.10	71.10	
C 窓口業務サービス向上アンケートで窓口対応がよくなったと答えた割合 (別指標)	92.4	成り行き値	92.00	91.80	91.60	91.40	%
		目標値	92.40	92.40	92.40	92.40	

市民の役割

- ・市民は、納税の義務を果たし、受益者負担を行います。
- ・市民は、行政に対して関心を持ちます。
- ・市民は、自治の主体者であることを自覚し、参画と協働に努め、自らの発言と行動に責任を持ちます。

行政の役割

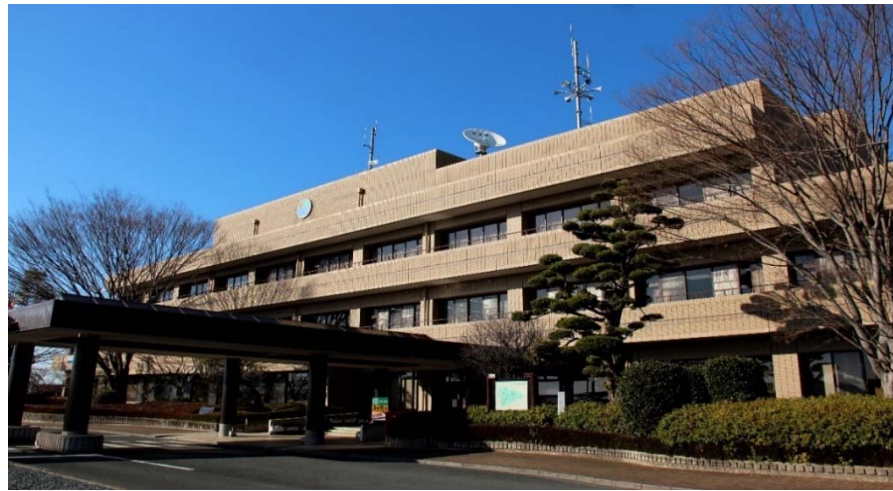
- ・市職員は、まちづくりの課題を解決する能力の向上に努めます。
- ・市職員は、地域活動に参加し地域の声を聴きます。
- ・市は、職員の人材育成を行い、効果的な組織運営とサービスの向上に努めます。
- ・市は、計画的な施策策定と事業推進に努めます。
- ・市は、公的不動産等の利活用に努めます。

3.

財政の健全化

【SDGSにおける努力目標】

★17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。



歳入面では市税収入の確保に努めるとともに、歳出面では限りある財源を効率的かつ効果的に活用し、財政計画に基づく健全な財政運営に努めます。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
実質公債費比率	4.2	3.3	5.2	公債費相当額は上昇しているが、基準財政収入額等も伸びていることがあげられます。
基金残高（財政調整基金）	3,548,769	3,465,385	3,443,843	事業費の実績値や市税等の歳入見込み額の伸びによるものがあげられます。
税収納率（現年度）	99.40	99.47	99.54	未納者への早期対応を行い、納付内納付の奨励に努めたことがあげられます。

対象	市の財政	意図	健全な財政状況を保つ
----	------	----	------------

目標	市の財政が健全な財政状況を保っている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な財政運営と将来負担を見据えた財政の健全化を図ります。 市税等の収納率の向上と政策推進による自主財源の確保に努めます。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 財政事務の適正な執行 自主財源の確保

現状

- ・熊本地震により災害復旧事業債などの市債借入及び歳出が増加しています。
- ・普通交付税の合併算定替が終了し、本来の一本算定として算定交付されます。
- ・人口増加や高齢化に伴い、公債費・扶助費等の義務的経費が増加しています。
- ・公共施設の老朽化が進んでいます。
- ・新規滞納者への早期対応や滞納処分強化により、市税収納率は向上しています。
- ・財政計画の財政調整基金見込額は、今後減少する見込みです。

課題

- ・普通交付税の一本算定により、自主財源の確保と歳出の抑制が必要です。・・・
- ・人口増加と高齢化に伴い財源対応の検討が必要です。・
- ・公共施設の老朽化に伴う改修・更新・除却費等の財源確保が必要です。・
- ・市税等における高額滞納者に対する収納対策が必要です。・
- ・財政調整基金の減少への対応が必要となります。・

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 実質公債費比率	5.2	成り行き値	7.9	10.5	13.2	14.2	%
		目標値	7.9	10.5	13.2	14.2	
B 基金残高（財政調整基金）	3,443,843	成り行き値	2,282,000	2,083,000	2,031,000	2,045,000	千円
		目標値	2,282,000	2,083,000	2,031,000	2,045,000	
C 税収納率（現年度）	99.54	成り行き値	99.54	99.54	99.54	99.54	%
		目標値	99.60	99.63	99.66	99.69	
D 将来負担比率	0	成り行き値	0	0	0	0	%
		目標値	0	0	0	0	

市民の役割

- ・市民は、市民税や各種料金など納期限内納付に努めます。
- ・市民は、市行財政に対して関心を持ち自助・共助・公助の考え方を基本に自ら行動します。

行政の役割

- ・市は、情報公開を積極的に行い、市民への説明責任を果たします。
- ・市は、財政の見通しの適切な管理運営を図ります。
- ・市は、財政運営に関する職員の意識向上を図ります。
- ・市は、税・ふるさと納税も含め自主財源の確保に努めます。

4. 子育て支援の充実
【SDGsにおける努力目標】

★4.2 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初頭教育を受ける準備が整うようにする。




地域ぐるみで子育て家庭を支え、子育てを支援するとともに、安心・安全な環境で健やかに子育てができるまちづくりをめざします。その実現のため、多様な子育てサービスの充実や子育ての負担感・不安感を解消するための体制の整備、子どもたちの心身の健やかな成長の支援、地域における子育て力の強化など、子育て環境の整備促進に努めます。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
子育てに関する悩みを抱える世帯の割合（市民アンケート）	54.7	54.5	51.3	すべての赤ちゃんを対象とした居宅訪問や、健診を通じた育児相談など細やかなフォローによる成果であると考えられる。また、育児相談サイトなどSNSを活用した保護者間の交流により不安感の解消が図られているケースも考えられます。
子育てのための経済的支援が充実していると感じる世帯の割合（市民アンケート）	77.6	77.4	75.2	子ども医療費助成対象年齢の拡大や多子世帯への保育料助成などの支援が、目標達成の要因として考えられます。
子どもの安全（犯罪、事件、事故など）に不安を感じる世帯の割合（市民アンケート）	31.6	28.2	31.7	地域住民による登下校時の見守り活動やインターネット利用に係る犯罪被害防止の取り組み（リーフレット配付、専門家による講演会、家庭における利用時の約束）が要因として考えられます。

対象	子育て世帯	意図	子育てに思い悩むことが少ない
----	-------	----	----------------

目標	子育て世帯が子育てに思い悩むことが少ない
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 「第2期合志市子ども・子育て支援事業計画」に基づいた子育て環境の整備に取り組みます。 地域と連携した子育て支援の強化を図ります。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての経済的負担の軽減・子育てと仕事の両立支援 地域における子育て支援・相談支援体制の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加とともに子どもの人口も増加しています。 市の女性の就業率は、全国と比較すると高いレベルにあります。 学童保育を希望する保護者が増えています。 若い世代のひとり親家庭が増加しています。 家庭児童相談、児童虐待相談などの児童に関する相談等が増加しています。 「第2期合志市子ども・子育て支援事業計画（R2～R6年度）」に基づき施策に取り組んでいます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 将来の就学前人口を見据えた受け入れ態勢の整備が必要です。 学童保育施設の整備が必要です。 ひとり親家庭などへのサポートが必要です。 地域における子育て支援の充実が必要です。 要保護児童等へのきめ細かい対応の推進が必要です。 子育てにおける負担感・不安感を解消するための支援が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 子育てに関する悩みを抱える世帯の割合（市民アンケート）	51.30	成り行き値	51.00	51.00	51.00	51.00	%
		目標値	50.50	50.00	49.50	49.00	
B 子育てと仕事が両立できていると感じる世帯の割合（市民アンケート）	88.20	成り行き値	88.20	88.20	88.20	88.20	%
		目標値	88.40	88.60	88.80	89.00	
C 子どもの安全（犯罪、事件、事故など）に不安を感じる世帯の割合（市民アンケート）	31.70	成り行き値	32.00	33.00	34.00	35.00	%
		目標値	31.50	31.00	30.50	30.00	

市民の役割

- 市民は、地域とともに子どもを見守り、育てます。
- 企業、事業所は、子育てと仕事の両立ができるよう、育児休業制度などの支援体制の充実を図ります。
- 地域は、地域の子どもの見守り、子育て相談、交流会等を推進します。

行政の役割

- 市は、子育て家庭が、子育てと仕事を両立できるよう、施設の充実を図ります。
- 市は、子育てに関する負担感・不安感を解消するため、相談支援体制の充実を図り、各種支援を行います。
- 市は、地域の家族見守りサポーターを養成し、子どもの安全・安心の確保を図ります。
- 市は、国や県と連携し、企業や事業所に対して、子育てと仕事の両立ができるような啓発に努めます。

5. 健康づくりの推進
【SDGSにおける努力目標】

★3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスおよび安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成する。




健康寿命の延伸、生活習慣病の予防を主な目的とし、市民の健康への意識の高揚と食習慣を通した一体的な健康づくりを進め、市民一人ひとりが、健康に暮らせるまちづくりをめざします。さらに、健康都市こうしの実現に向けて、健康づくりの拠点整備を進めます。また、地域医療体制の充実と医療保険制度の健全な運営を行い、加速する高齢化に対応した福祉や医療サービスの維持、向上に努めます。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
心身が健康だと感じる人の割合（市民アンケート）	48.0	55.6	49.7	熊本地震から2年が経過し日常生活を取り戻し、心身が健康だと感じる事が通常になったことに伴い、地震前の数値に戻ったと考えられます。
日頃から健康づくりに取り組んでいる人の割合（市の健康づくり事業・ラジオ体操・ウォーキング等）（市民アンケート）	49.0	44.3	54.1	健康ステーションや各種事業において、健康づくりのための啓発活動の成果が現れてきているためと考えます。
一人当たり医療費（国保）	400,198	428,428	422,932	医療費（入院費、調剤費）が増加したことが背景として考えられます。
一人当たり医療費（高齢）	979,752	986,532	994,833	入院に伴う医療費は増加しましたが、入院外の医療費が減少しました。

対象	市民	意図	心身ともに健康な状態になる
----	----	----	---------------

目標	すべての市民が、心身ともに健康な状態になっている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関（医師会）や国保連合会をはじめとする関係機関と協力し、健診（検診）の体制整備を図り、受診率の向上に努めます。 健診（検診）を受けることで、病気の早期発見・早期治療ができることにより重症化を防ぎます。 地域との連携を図り、市民が健康的な生活を送ることができるよう、健康づくりに対する意識を高める取り組みを実施します。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 病気にならない生活習慣の確立・病気の早期発見 地域医療体制の充実・保険医療制度の健全な運営

現状	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診受診勧奨を行っていますが、受診率の向上にはつながっていません。 一人当たりの医療費は毎年増加しています。 高齢者人口増加に伴い、高齢者医療費が増加しています。 健康な高齢期を迎えるための働く世代の生活習慣病対策が必要です。 健康づくりの活動に関わるボランティアの育成に取り組んでいます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診やがん検診等の受診者を増やすため、未受診者等に応じた事業展開、また体制整備が必要です。 病気の予防、早期発見・早期治療による健康寿命を延ばす取り組みが必要です。 働く世代の生活習慣病対策が必要です。 健康づくりを普及するボランティアの育成を継続的に行い、市民が市民を支える仕組みづくりの推進が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 心身が健康だと感じる人の割合（市民アンケート）	49.70	成り行き値	49.80	49.80	49.80	49.80	%
		目標値	50.00	50.10	50.20	50.30	
B 日頃から体を動かすことに取り組んでいる人の割合（市民アンケート）	54.10	成り行き値	50.00	50.00	50.00	50.00	%
		目標値	54.10	54.40	54.70	55.00	
C 一人当たり医療費（国保）	422,932	成り行き値	451,700	464,800	478,000	491,600	円
		目標値	439,200	439,200	439,200	439,200	
D 一人当たり医療費（高齢）	994,833	成り行き値	1,013,000	1,021,000	1,029,000	1,037,200	円
		目標値	1,005,000	1,004,000	1,003,000	1,002,000	

市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> 市民は、一人ひとりが生活習慣（食事・運動・休養）などに留意し、健康づくりに努めます。 市民は、健診（検診）をすすんで受診し病気の早期発見・早期治療に努めます。 市民は、かかりつけ医・薬局を持ち健康管理に努めます。 市民は、地域ぐるみで健康づくりに努めます。

行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 市は、特定健診の対象者に、通知や訪問などで受診勧奨を行います。 市は、健診（検診）を実施することで、病気の早期発見・早期治療に努めます。 市は、医療機関（医師会）や国保連合会をはじめとする関係機関との連携強化を図ります。 市は、健康づくりに関する各種計画（健康増進計画、食育基本計画等）に基づき事業を展開します。 市は、健診（検診）の実施、健康づくり等に関する訪問や相談、健康教育などを行います。 市は、市民を支えるボランティアの人材育成を行います。

6. 社会福祉の推進
【SDGsにおける努力目標】

★1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。




地域の実状に即した創意工夫による「地域福祉」を推進し、市民・団体との協働による取り組みを行います。また、様々な理由により生活困窮に陥った世帯の自立のため、関係機関との連携を図り、就労相談をはじめとした総合的な支援対策を行います。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
住み慣れた地域で生活できていると感じる市民の割合（市民アンケート）	74.6	71.4	73.5	各種団体、事業者と連携した幅広い活動によって、住民相互や地域の支えあいが醸成されており、地震後に数値が下がったものの、回復傾向にあります。
生きがいがあると感じる市民の割合（市民アンケート）	75.0	73.6	74.3	各種団体、事業者と連携した幅広い活動によって、住民相互や地域の支えあいが醸成されており、地震後に数値が下がったものの、回復傾向にあります。

対象	市民	意図	住み慣れた地域で生きがいのある自立した日常生活を営むことができる
----	----	----	----------------------------------

目標	市民が住み慣れた地域で、生きがいのある自立した日常生活を営むことができる
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画に基づき、地域で支え合う地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりに取り組みます ・生活保護や生活困窮等の様々な相談や問題の解決のために、支援体制を整えます。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進 ・生活保護世帯・生活困窮世帯への支援

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化や地域活動への連携意識が希薄化するなどにより自治会離れが進んでいます。 ・身近な地域で充実した生活を送りたいと望んでいる人は多く、生活支援のニーズは高まっています。 ・生活困窮や生活保護をはじめ様々な相談が増えており、多様なケースへの対応が求められています。 ・地域の相談役としての民生委員・児童委員の高齢化と後継者不足があります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の連携意識が希薄化していく中で、ボランティア組織の育成や支え合う地域活動の意識醸成など、誰もが地域福祉の担い手となるような方策が必要です。 ・誰もが尊厳をもって自立した生活を営むことができるように支援する体制や地域の事業所や団体等と連携して支え合う仕組みづくりの構築が必要です。 ・民生委員・児童委員の人材確保と負担軽減のため、自治会や地域団体等の理解と協力が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 住み慣れた地域で生活できていると感じる市民の割合（市民アンケート）	73.50	成り行き値	73.30	73.10	72.90	72.70	%
		目標値	73.50	73.70	73.90	74.10	
B 生きがいがあると感じる市民の割合（市民アンケート）	74.30	成り行き値	74.10	73.90	73.70	73.50	%
		目標値	74.60	74.90	75.20	75.50	

市民の役割

- ・市民は、支援を必要とする人を地域で支え合う仕組みづくりに協力します。
- ・市民は、地域活動やボランティア活動に積極的に協力します。
- ・地域の事業所や団体等は、地域福祉の推進に向けて貢献します。

行政の役割

- ・市は、社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携して、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業に取り組みます。
- ・市は、社会福祉協議会をはじめとする関係団体等と連携して地域活動や災害時のボランティア活動への支援及び拠点整備を行います。
- ・市は、福祉活動に関する啓発活動を行います。

7.

高齢者の自立と支援体制の充実
【SDGSにおける努力目標】

★11.7 2030年までに、助成、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースの普遍的アクセスを提供する



高齢者が住み慣れた地域で、社会活動への参加や健康づくりに向けた取り組みを行い、生きがいをもって暮らすことのできる環境整備を図ります。また、認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化し、地域全体で認知症の方とその家族を支える体制を整備します。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
住み慣れた地域で生活できていると感じる高齢者の割合（市民アンケート）	82.3	91.3	82.9	総合事業や介護保険サービス及び家族・地域などのボランティアサービスなど、在宅で利用できるサービスが増えたことが考えられます。
生きがいがあると答えた高齢者の割合（市民アンケート）	80.0	78.3	82.9	高齢者が参加できるボランティアや地域活動及び通いの場など、社会参加する機会が増えていることが考えられます。
要介護認定者数	2,497	2,557	2,554	要支援相当の高齢者が、介護認定を受けなくても参加できる介護予防教室や総合事業を利用することで、要介護認定者数を維持することができていると考えられます。

対象	高齢者	意図	住み慣れた地域で生きがいのある自立した日常生活を営むことができる
----	-----	----	----------------------------------

目標	高齢者が住み慣れた地域で、生きがいのある自立した日常生活を営むことができている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を支える地域支援体制の構築を推進します。 ・高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。 ・高齢者の自立支援と介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築を推進します。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加の促進・介護保険サービスの適切な提供 ・高齢者の介護予防の推進・高齢者の生活支援の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の増加に伴い、高齢者人口が伸びています。 ・要介護（要支援）認定者、認知症高齢者が増加しています。 ・老人クラブ会員数が年々減少傾向にあり、運営する役員の担い手も不足しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の多様なニーズに対応できるよう、介護予防や生活支援サービスの提供体制の構築が必要です。 ・住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業計画に基づいた地域密着型サービスの基盤整備が必要です。 ・認知症の方とその家族が安心して暮らせるよう、医療・介護・予防など、市民に関わる機関が連携できる体制づくりや地域全体で支える体制の整備が必要です。 ・独居高齢者や認知症高齢者が安心して生活できるような成年後見制度に関する仕組みづくりが必要です。 ・老人クラブの活性化を図り、高齢者の相互扶助の力を維持していく必要があります。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 住み慣れた地域で生活できていると感じる高齢者の割合（市民アンケート）	82.90	成り行き値	82.90	83.00	83.10	83.20	%
		目標値	83.00	83.10	83.20	83.30	
B 生きがいがあると答えた高齢者の割合（市民アンケート）	82.90	成り行き値	82.70	82.50	82.30	82.10	%
		目標値	82.90	83.00	83.10	83.20	
C 要介護認定率	17.40	成り行き値	18.10	18.20	18.50	18.90	%
		目標値	17.80	18.10	18.30	18.70	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、高齢者を理解して支えます。 ・市民は、介護予防支援や生活支援のために必要な各種サポーターに登録し活動します。 ・高齢者は、地域の活動（老人クラブ、地域サロン・介護予防教室等）に参加します。また、自分の生きがいや趣味を見つけます。 ・高齢者は、制度（介護保険・地域支援事業）を活用します。 ・地域、団体は、高齢者にサークル活動や地域活動への参加を促します。 ・地域や事業所及び団体は、高齢者の個別課題等を解決するための地域ケア会議に参加します。 ・シルバー人材センターは、多様な就業機会の確保と提供を行います。
-------	---

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、市民へ高齢者を支援するための啓発を行います。 ・市は、各種団体（シルバー人材センター、老人クラブ、地域サロン等）への支援を行います。 ・市は、高齢者を支える見守りネットワークの構築と生活支援体制の整備を行います。 ・市は、高齢者を支援するための介護予防教室をはじめとした各種事業を実施し、介護保険事業の運営を行います。 ・市は、高齢者の自立支援のために、地域や多職種と協働で地域ケア会議を開催します。 ・市は、社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携して成年後見制度を推進します。
-------	---

8. 障がい者（児）の自立と社会参加の促進
【SDGSにおける努力目標】

★10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。




地域社会で生きがいを持って安心して暮らすことができるよう、福祉サービスを適切に利用できる体制を整備します。また、能力に応じた社会参加の促進や働く場の提供に努め、支援体制の充実を図ります。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
障害者福祉サービス（訪問系）利用件数	1,402	1,343	1,367	障がい福祉の充実とともに、サービスを行う事業者が本市及び近隣市町にも増え、障がい者にとって利便性があることから利用者も増えています。
障害福祉サービス（日中活動系）利用件数	3,804	4,280	4,576	就労系や生活訓練、生活介護などのサービスの伸びが著しく、障がい者の社会参加の意識が高まっていると思われます。
障害福祉サービス（居住系）利用件数	1,166	1,213	1,262	施設入所やグループホームで暮らす障害者の数が増えているが、自立意識の高い障害者が増えていると同時に在宅生活が難しい重度の障害者も増えていると思われます。

対象	障がい者（児）	意図	適切な障がい福祉サービスを受けながら社会生活や日常生活を営むことができる
----	---------	----	--------------------------------------

目標	障がい者（児）が、適切な障害福祉サービスを受けながら社会生活、日常生活を営むことができている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 合志市障がい者計画に基づき、障がい者福祉施策を推進します。 障がい者（児）の社会参加と、自立に向けた適性な支援サービスを整えます。 障がい者（児）への正しい理解を深め、地域で支え合う支援体制を整えます。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者（児）への総合的な支援及び福祉サービスの充実 障がい者（児）への社会参加の促進

現状	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、各種サービスの利用率も伸びています。 障がい児のサービス(児童発達支援・放課後等デイサービス)利用は年々増加傾向にあり、事業所の新規開設も増えています。 障がい者（児）の将来の生活について不安があるとの相談があります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 企業やハローワーク、就労支援事業所などと連携した支援が必要です。 障がい者（児）に対する正しい理解と地域で支えあう体制が必要です。 障がい者（児）が将来も安心して生活できるような成年後見制度に関する仕組みづくりが必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 障害者福祉サービス受給者(サービスを利用している人)/決定者(サービスの資格を有する人)	99.00	成り行き値	99.10	99.20	99.10	99.20	%
		目標値	99.20	99.40	99.60	99.80	
B 障害児福祉サービス受給者(サービスを利用している人)/決定者(サービスの資格を有する人)	86.20	成り行き値	86.20	86.20	86.20	86.20	%
		目標値	88.00	90.00	92.00	94.00	
C 就労支援サービス利用者から一般就労へ移行した件数	5	成り行き値	5	5	5	5	件
		目標値	6	7	8	9	

市民の役割

- 市民は、障がい者(児)を正しく理解して、支え合いの支援に協力します。
- 事業所は、障がい者の雇用を推進し、障がい者は能力と適性に応じて就労に努めます。
- 地域や団体は、地域活動やサークル活動へ障がい者(児)の参加を促し、障がい者(児)は、積極的に参加します。

行政の役割

- 市は、障がい者(児)福祉サービスの確保と提供体制の強化を図ります。
- 市は、障がい者の社会参加の促進や就労支援を行うための相談や情報提供、周知啓発を行います。
- 市は、障がい者団体の活動を支援し、社会参加を促進します。
- 市は、社会福祉協議会をはじめとする関係機関等と連携して、障がい者(児)を支援する成年後見制度に関する仕組みづくりに取り組みます。

9. 義務教育の充実
【SDGSにおける努力目標】

★4.1 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。




子ども達が将来の夢に向かって挑戦できる「知育、徳育、体育、食育」のバランスの取れた成長を促進し、「生きる力」を身に付ける教育を推進します。また、学校教育を担う教員の資質向上を図りながら、小中一貫教育への取り組みやICT活用による学びの環境整備に努めます。さらに、安全で安心して学べる教育施設の整備に努めます。併せて、地域との連携により子どもたちの健やかな成長を図ります。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
標準学力検査（NRT検査）において全国標準値を50とした場合の児童・生徒の総合学力の平均値	54.7	53.9	53.3	各学校で課題を分析し、評価問題の活用や授業改善に取り組んでいるが、学力の二極化が見られ小中学校ともに平均値が伸びていません。
不登校の出現率（＝不登校生徒数／全児童・生徒数×100）	0.9	1.2	1.03	学校での取り組みの成果もあり、不登校者数は減少傾向にあります。
問題行動（いじめ、暴力等）の発生件数	5	3	5	各学校で定期的にアンケートを実施し、早期発見に努め、情報共有のうえで解消に取り組んだ成果であると考えられます。
体力テスト結果で「A～C」と判定される児童生徒の割合	74.1	77.0	74.6	各学校とも、体力づくり運動などを継続するとともに、運動量の確保に努めていますが、著しい伸びは見られません。

対象	児童・生徒	意図	知・徳・体・食のバランスが整い生きる力を身につけている
----	-------	----	-----------------------------

目標	児童、生徒が、知・徳・体・食のバランスが整った生活を送り、生きる力を身につけている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒は、知、徳、体、食のバランスのとれた生きる力を身に付けます。 中学校区単位での小中一貫教育の推進、充実及び幼保小中連携による児童生徒の健全育成につなげます。 標準学力検査の平均値をさらに高めるとともに、体力向上を図ります。 いじめ・不登校等の発生を抑制します。 目指す児童・生徒像を家庭や地域と共有し、地域力を生かしたコミュニティスクールを進めます。 教育環境整備の充実を図ります。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 学力の向上・指導力の向上・徳育の推進・体育の推進 食育の推進・義務教育施設の整備

現状	<ul style="list-style-type: none"> 宅地開発により、児童生徒数が増加しています。 分離新設校の整備を行っています。 学校給食については、給食センター方式と学校単独調理場（自校方式）が混在し、単独調理場の老朽化が進んでいます。 学力向上へ取り組んだ結果、総合学力は上がっています。 児童生徒の学習に対する意識や、いじめを許さない意識の高まりは感じられます。 「教育基本計画」の実現のための取り組みを行っています。 指導力向上のため研究指定に取り組んでいることで、指定校の基礎学力は伸びています。 情報モラル等の取り組みの強化により、問題行動は減少しています。 各学校とも休み時間などを利用した体力づくりを行っており、体力は向上しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒数の増加への対応及び老朽化した施設等の整備が必要です。 学校給食のあり方の検討が必要です。 新学習指導要領に基づいた研究授業の推進と、体制づくりが必要です。 いじめ不登校対策として、積極的な生徒指導の推進と児童生徒の規範意識の向上が必要です。 早寝早起き朝ごはん運動や、ノーメディアデー等の継続した実施により、生活リズムの確立を図ることが必要です。 教育相談や適応指導教室等により、不登校傾向の児童生徒の早期発見・対応、家庭への支援が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 標準学力検査（NRT検査）において全国標準値を50とした場合の児童・生徒の総合学力の平均値	53.30	成り行き値	53.30	53.30	53.30	53.30	学力偏差値
		目標値	53.30	53.50	53.70	53.90	
B 不登校の出現率（＝不登校生徒数／全児童・生徒数×100）	1.03	成り行き値	1.10	1.20	1.30	1.40	%
		目標値	1.00	1.00	0.90	0.90	
C 問題行動（いじめ、暴力等）の発生件数	5	成り行き値	5	5	5	5	件
		目標値	5	4	4	3	
D 体力テスト結果で「A～C」と判定される児童生徒の割合	74.60	成り行き値	74.60	74.60	74.60	74.60	%
		目標値	75.10	75.60	76.10	76.60	
E 全国学力・学習状況調査のアンケートにおいて朝食を食べていると答えた児童生徒の割合	95.80	成り行き値	95.80	95.80	95.80	95.80	%
		目標値	96.00	96.20	96.40	96.60	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 保護者は、自宅学習の徹底と生活リズムの確立（早寝早起き朝ごはん運動、ノーメディアデー等）に努めます。 保護者は、PTA活動へ参加します。 地域では、学校で習うことのできない地域文化・芸能等の伝承と子どもの見守りボランティアの実施、強化に努めます。 地域市民やコミュニティは、学校教育への協力（ゲスト・アシスタントティーチャー等）に努めます。
-------	---

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 学校は、学力・体力の向上と、豊かな心の育成を図る取り組みを強化します。 市は、市雇用の学校教育活動指導員、教育介護補助員、適応指導員、英語講師、学校教育指導員の児童生徒数に合った適正配置の継続した支援を実施します。 市は、教師の資質や児童生徒の生きる力を高める研究指定校の指定、市施策の周知と、各校への浸透を図るために校長会議、教頭会議、教務主任会、研究主任会等の開催による継続した支援を実施します。 市は、いじめ・不登校問題への対応のための生徒指導連絡会議、いじめ不登校対策委員会を定期的に開催します。 市は、県と連携し教職員のレベルアップのための研修等を実施します。
-------	---

10. 生涯学習の推進
【SDGsにおける努力目標】

★4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への候え兼の理解の教育を通して、全ての学習者が持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を首都高



市民一人ひとりが自己の教養を高め、生きがいをもって豊かな人生をおくることができるよう、様々な学習の場を提供するとともに指導者育成にも取り組みます。市民が安全に利用できる生涯学習施設づくりを進め、施設の効率的な運用に努めます。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
目標・目的を持って、実際に生涯学習を行っている人の割合（市民アンケート）	27.2	20.7	36.7	熊本地震後に閉館していた総合センターの復旧工事が終了し、使用可能になったことで、徐々に数値が上がってきていると考えられます。

対象	市民、市外からの通勤・通学者	意図	生涯を通じて学習を行っている
----	----------------	----	----------------

目標	市民、市外からの通勤・通学者が生涯を通じて学習を行っている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動に取り組みやすい環境づくりと、学びへの参加のきっかけづくりに努めます。 ・各施設の計画的な維持管理に努めます。 ・地域のコミュニティ活動の活性化を図るため、地域学校協働活動を推進します。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の啓発と参加機会の提供 ・生涯学習団体の育成 ・生涯学習施設（環境）の整備

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市が企画する講座開催数は増加しており、応募者も増加しています。 ・市民が企画する学習会は取り組みが充実してきており、利用も増加しています。 ・各施設の老朽化が進んでいます。 ・施設更新経費や維持管理経費が増加しています。 ・地域コミュニティの互助・共助の機能が低下しています。 ・学校と地域の連携・協働の重要性が求められています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで学習に参加できない人の掘り起こしや、多様なニーズに対応した学習機会の充実が必要です。 ・各施設の計画的な維持管理や更新が必要です。 ・地域のコミュニティ活動の活性化が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 月1回以上、生涯学習（学び：文化活動、趣味、レクリエーション活動など）を行っている人の割合（市民アンケート）	36.70	成り行き値	36.70	36.70	36.70	36.70	%
		目標値	37.00	38.00	39.00	40.00	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、学習意欲を持ち、ライフスタイルに合わせ自主的に取り組みます。 ・地域では、学びを基本としたコミュニティづくりに努めます。 ・団体は、自立した自主的活動を行います。
-------	--

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、学習機会の提供と情報発信を行います。 ・市は、各施設の安全で安心な施設管理・運営を行います。 ・市は、各団体や地域における活動の支援を行います。
-------	--

11. 生涯スポーツの推進
【SDGSにおける努力目標】

★4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。




市民一人ひとりのライフステージに合わせて、いつでも、気軽にスポーツに取り組むことができる環境づくりに努めます。また、計画的な施設の改修に努め、快適に利用できる施設づくりを推進します。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
目標・目的を持って、スポーツを行っている人の割合（市民アンケート）	35.6	32.8	35.1	地震の影響がありましたが、施設が復旧したことにより、スポーツに親しむ市民の割合が少しずつ回復したと考えられます。

対象	市民、市外からの通勤・通学者	意図	生涯を通じてスポーツを行っている
----	----------------	----	------------------

目標	市民、市外からの通勤・通学者が生涯を通じてスポーツを行っている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民のニーズに対応した、身近で親しみやすいスポーツ環境づくりに努めます。 地域スポーツ振興のコーディネーターであるスポーツ推進委員との協働によりスポーツ・レクリエーション活動の支援・活性化を図ります。 総合型地域スポーツクラブなどスポーツ団体との連携を図り、小学校部活動の社会体育移行後のフォローアップに努めます。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> スポーツの啓発と参加機会の提供 スポーツ団体の育成 スポーツ施設（環境）の整備

現状	<ul style="list-style-type: none"> スポーツをしない理由として「時間がない」などがあげられていますが、健康への関心は高まっています。 市が主催するスポーツイベントにおける参加者の推移は、減少あるいは横ばいの傾向が見られます。 スポーツ施設の数や利用時間帯などにより、希望通りの利用ができない場合もあります。 小学校部活動が、社会体育に移行しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> スポーツを始める機会の提供が必要です。 スポーツに親しむための幅広い環境整備が必要です。（談話スペースや託児スペースなど） 市民のニーズをとらえた魅力的なイベントの開催が必要です。 スポーツ実施率などを数値化するなどの見える化が必要です。 地域スポーツの振興を図るため、地域課題に関する情報収集とその共有が必要です。 安心安全に使用できる効率的な施設整備が必要です。 小学校部活動の社会体育移行に伴い、指導者等の人材確保が必要です。


成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 月1回以上、スポーツを行っている人の割合（市民アンケート）	35.10	成り行き値	35.30	35.50	35.70	35.90	%
		目標値	36.00	37.00	38.00	39.00	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、健康の保持・増進のため、主体的にスポーツ活動に取り組みます。 地域は、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。
-------	--

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市は、スポーツ機会の提供と情報発信を行います。 市は、各施設の安全で安心な施設の管理・運営を行います。 市は、利用しやすい環境整備を検討します。 市は、スポーツ推進委員との協働により、各団体や各地域における活動の支援や魅力あるスポーツイベントの充実を図ります。
-------	---

12. 人権が尊重される社会づくり
【SDGSにおける努力目標】

★10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等




人権を尊重するための意識の高揚を図り、一人ひとりの人権が大切にされ、差別のない住みよいまちをつくるため、積極的な人権教育及び人権啓発に努めます。また、個性を認め合い、尊重し合える社会をめざす男女共同参画社会づくりへの理解を深める取り組みを継続的に推進します。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合(市民アンケート)	12.7	15.1	12.7	インターネットやマスコミ報道等による人権に関する意識の高まりの中で、啓発・教育事業の成果が表れたのではないかと考えられます。

対象	市民、市外からの通勤・通学者	意図	人権が尊重されている
----	----------------	----	------------

目標	市民、市外からの通勤・通学者の人権が尊重されている
基本方針	・人権問題(部落差別・ハンセン病・女性・子ども・高齢者・障がい者・水俣病・外国人・インターネット・LGBTQ等)に対する正しい理解と認識を深め差別の解消と人権尊重を推進します。
施策の柱	・人権尊重についての理解と相談体制の充実 ・人権教育啓発活動実践の推進 ・男女共同参画社会の実現

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」が制定され、地方自治体の人権問題解消のための施策に取り組む責務が課されました。 ・「第3次合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうし」を策定しました。 ・「人権意識に関する市民アンケート調査」を基に、「市人権教育・啓発基本計画」の第2次改訂を行いました。 ・菊池恵楓園将来構想検討委員会で将来構想の具体的な取り組みの検討を進めています。 ・社会情勢の多様化により、LGBTQ等の新たな人権問題も発生しています。 ・国際化が進む中で、外国籍の市民が増加しており、外国人への人権侵害が懸念されます。 ・インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷等の人権侵害が社会問題化している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題(部落差別・ハンセン病・女性・子ども・高齢者・障がい者・水俣病・外国人・インターネット・LGBTQ等)を解消し、人権尊重の意識向上に取り組む必要があります。 ・学校をはじめとする関係機関との連携を深める必要があります。 ・男女共同参画社会づくりについて、変化する社会情勢にあわせた啓発が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 過去1年間で人権侵害を受けていないと思っている人の割合(市民アンケート)	85.8	成り行き値	85.8	85.8	85.8	85.8	%
		目標値	86.0	86.1	86.2	86.3	

市民の役割

- ・市民は、人権について理解を深め、人権を尊重する社会づくりの担い手となります。
- ・市民は、人権問題を自らの問題として認識し、解消に向けて行動します。
- ・事業所は、相談窓口等の人権を尊重するための仕組みを充実整備します。
- ・事業所は、性別・年齢に関係なく共に働きやすい職場づくりに努めます。
- ・市民、事業所、地域、団体は、性別にとらわれず個人として能力が発揮できる機会を確保していきます。
- ・事業所、地域、団体は、一人ひとりの人権を尊重し、人権について正しい理解と認識を深めるための学習機会を設けます。

行政の役割

- ・市は、人権教育・啓発を学校をはじめとする関係機関と連携して進めます。
- ・市は、社会教育(生涯学習)、学校教育での人権教育・啓発の取り組みを充実させ、推進します。
- ・市は、人権相談の体制を整えます。
- ・市は、人権教育・啓発を行う地域や団体の活動を支援します。
- ・市は、警察、民生委員、学校、児童相談所、その他関係機関との連携による虐待防止対策に取り組めます。
- ・市は、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を推進していきます。

13. 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成
【SDGsにおける努力目標】

★11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。




地域の伝統・文化・芸能を知り学ぶことを通して、郷土を知り、郷土を誇りに思う市民の郷土愛の醸成に努めます。また、古くから語り伝えられてきた伝統・文化・芸能は市民の宝であり、伝承していくための後継者育成に取り組みます。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
合志市の歴史、伝統文化に触れている市民の割合 (市民アンケート)	41.1	40.3	52.2	熊本地震により、総合センター「ヴィーブル」が復旧工事期間中、歴史資料館も閉館していたが、平成30年4月に再開したことで歴史等に触れる機会が増えたことが考えられます。
合志市を郷土として愛着を感じていると答えた市民の割合 (市民アンケート)	74.6	67.8	45.0	カタルバの樹の漫画本作成で愛着を感じる市民が増えたと思われるが、地震後の転入者増により、郷土としての愛着を感じるまでには至っていないと考えられます。
合志市を郷土として誇りを持っていると答えた市民の割合 (市民アンケート)	62.3	57.5	35.2	カタルバの樹の漫画本作成で愛着を感じる市民が増えたと思われるが、地震後の転入増加により、郷土としての誇りを持つまでには至っていないと考えられます。

対象	市民や市の出身者	意図	合志市の歴史、伝統文化に対する愛着をもつ
----	----------	----	----------------------

目標	市民や市の出身者が合志市の歴史、伝統文化に対して愛着を持つ
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民に分かりやすい文化財の情報発信の充実を図ります。 文化財保護委員と連携し、歴史資料館の活性化及び文化財の点検・保護に努めます。 伝統文化の保存・継承・育成に向けて、地域並びに関係団体との連携・支援を図ります。
施策の柱	歴史・伝統文化（文化財を含む）の保護と継承

現状	<ul style="list-style-type: none"> 歴史資料館の展示方法、来館者の増加促進など歴史資料館の充実が求められています。 収蔵物の保管場所が不足しています。 指定文化財の標柱、説明板等の老朽化による腐食や損傷が進み、分かりづらくなっています。 保存・継承を行なう団体の後継者問題等により、伝統的郷土芸能の存続が危ぶまれています。 所有者の高齢化や世代交代等により文化財への意識の希薄さが見られます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 歴史資料館を中心とした文化財を活用するための仕組み作りが必要です。 収蔵物の保管先の確保が必要です。 市民に分かりやすい文化財の情報発信と一層の環境整備が必要です。 活動団体が主体的かつ持続可能な活動支援が必要です。 文化財保護委員をはじめ、文化財の活用を担う人材の育成が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 合志市の歴史、伝統文化に興味を持っている市民の割合（市民アンケート）	52.2	成り行き値	52.20	52.20	52.20	52.20	%
		目標値	52.50	53.00	53.50	54.00	
B 歴史、伝統文化を通して合志市に愛着を感じている市民の割合（市民アンケート）	45	成り行き値	44.90	44.80	44.70	44.60	%
		目標値	45.50	46.00	46.50	47.00	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、文化財を次の世代に継承します。 地域は、地域づくりと一体となった文化財の活用と後継者育成に努めます。 企業や事業者は、地域行事への参加による協力を行います。
-------	--

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市は、適正な文化財の保護、保存に努め、積極的な活用を図ります。 市は、情報発信の充実と学習機会の提供に努めます。 市は、小中学生の、郷土に対する理解を深めます。 市は、伝統文化を継承する団体との連携を図ります。
-------	--

14. 危機管理対策の推進
【SDGsにおける努力目標】

★11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。




国民保護計画に基づく総合的な国民保護対策の推進を図るとともに、市危機管理対策基本方針に基づき、新型コロナウイルス等の感染症対策など、市民の生活の安全を脅かす危機に対応できるまちをめざします。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
健康危機（強毒性の新型インフルエンザ）に備えて、日頃からメディア等を通じて情報収集に努めている市民の割合（市民アンケート）	64.2	65.1	45.6	SNS等の普及により、情報と繋がっている人は増えていると思われるが、近年は新型インフルエンザの流行も発生していないので、努めて情報収集している市民は少なくなっていると思われます。

対象	市内全域（財産）と市民 自然災害以外のあらゆる危機	意図	危機に備えることができる 対応できている
----	------------------------------	----	-------------------------

目標	<ul style="list-style-type: none"> 市内全域（財産）と市民が危機に備えることができている。 自然災害以外のあらゆる危機に対応できている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 市国民保護計画に基づき、国民保護措置を総合的に実施します。 新型インフルエンザ等の発生による緊急事態に適切に対応するために、県からの情報収集に努め、体制の整備を目指します。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理対策

現状	<ul style="list-style-type: none"> 市国民保護会議を毎年開催しています。 国際大会などに起因する武力攻撃事態等が発生しています。 近隣国際情勢が悪化しています。 新型インフルエンザ等の感染症が発生しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態等に対する市民への速やかな情報発信や避難を行う為、国・県との連携が必要です。 武力攻撃事態等に対する市民の日頃からの情報収集行動や、避難訓練等の理解や協力が必要です。 新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づく事業の実施が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 新型インフルエンザ等に関して、日頃から情報収集を行っている市民の割合（市民アンケート）	45.6	成り行き値	46.00	46.00	46.00	46.00	%
		目標値	46.00	47.00	48.00	50.00	
B 市内18歳以上の人口に対する防災メール登録者の割合	4	成り行き値	4.00	4.00	4.00	4.00	%
		目標値	4.00	5.00	6.00	7.00	

市民の役割

- 市が国民保護措置の協力を要請する時、市民は必要な協力をします。
- 緊急事態に備えメディア、防災無線、防災メール等の情報収集に努めます。

行政の役割

- 市は、武力攻撃事態等を想定した複数の国民保護避難実施要項を作成します。
- 市は、緊急事態等の発生に対し、防災無線・防災メール等による情報伝達を行います。
- 市は、新型インフルエンザ等の発生に際し、市民への予防接種を行います。

15. 防災対策の推進
【SDGSにおける努力目標】

★13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。




市民の身体・生命・財産をあらゆる自然災害等から守るため、地域防災計画に基づき、災害を未然に防ぐ予防対策を充実するとともに、災害に対する迅速な応急対策と復旧対策がとれる体制の整備に努めます。また、地域に根ざした防災組織として期待される自主防災組織の設置を推進します。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合（市民アンケート）	55.9	47.3	48.0	熊本地震から3年が経過し、防災意識の薄れも考えられたが、各地で自然災害が発生しているため、防災に取り組む家庭が増えていると考えられます。
職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合（市民アンケート）	36.0	36.2	38.6	熊本地震から3年が経過し、防災意識の薄れも考えられたが、各地で自然災害が発生しているため、共助の部分への取り組みが増えていると考えられます。

対象	市内全域と市民、企業等	意図	災害等から生命や財産を守る
----	-------------	----	---------------

目標	市内全域や市民・企業等が、災害等から生命や財産を守られている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害発生に対する備えと、自助・共助・公助による防災体制の強化に努めます。 全行政区での自主防災組織の設立と、地区防災計画書の策定を目指します。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 災害予防対策 災害応急対策 災害復旧対策

現状	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿の作成を行い、自治会等に提供しています。 防災訓練や防災講習会を実施しています。 異常気象により、災害発生の危険度が高まっています。 南海トラフ地震を含め、今後30年間に発生する震度5弱以上の地震の確率が增大しています。 防災拠点施設の整備、並びに防災用品を備蓄しています。 防災行政無線での情報が伝わりにくい地域があります。 全地区への自主防災組織の設置を目指しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿を活用していない地区に関して啓発が必要です。 大規模災害を想定した行政区ごとの防災への取り組みが必要です。 家庭における防災意識の向上が必要です。 災害時の多種多様な情報伝達手段が必要です。 自主防災組織の設置率向上を図ることが必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 家庭内で防災に対する取り組み（非常持出し袋の携帯、家族での話し合い等）を行っている世帯の割合（市民アンケート）	48.00	成り行き値	48.00	48.00	48.00	48.00	%
		目標値	48.50	49.00	49.50	50.00	
B 職場・地域内で防災に対する取り組み（防災訓練の参加、自主防災組織・消防団等への参加）を行っている市民の割合（市民アンケート）	38.60	成り行き値	38.60	38.60	38.60	38.60	%
		目標値	40.00	43.00	46.00	50.00	
C 自主防災組織率	82.50	成り行き値	90.00	90.00	90.00	90.00	%
		目標値	92.50	95.00	97.50	100.00	

市民の役割

・市民や地域は、自助・共助の精神に基づく備えや地域の活動に取り組みます。

行政の役割

- 市は、防災行政無線設備等に係る検討を行い情報伝達の最適化を図ります。
- 市は、自助・共助・公助の精神に基づいた取り組みを推進します。
- 市は、地域防災計画書（災害予防、災害応急対策、災害復旧）に基づいた取り組みを行います。

16. 交通安全対策の推進
【SDGsにおける努力目標】

★3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。




交通事故にあわない、起こさないまちにするため、地域を巻き込んだ交通安全運動の取り組みを促進し、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通事故防止運動を推進します。また、交通安全施設の整備を進めます

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
交通事故発生件数(人身事故)	196	195	175	警察、行政、市民及び関係機関との連携による交通安全活動により交通事故発生数の減少につながりました。
交通事故死者数(市民数)	1	0	1	市内人口の増加と、通勤ルートとして通過する車両の多さを考えると、最小限に推移していると考えられます。
市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数(人口1万人あたり)	35.6	29.4	29.0	自動車メーカーの安全対策や、事故防止活動などにより、交通事故の減少につながっていると考えられます。

対象	市民、市内道路の利用者	意図	交通事故にあわない、起こさないようにする
-----------	-------------	-----------	----------------------

目標	市民、市内道路の利用者が交通事故にあわない、起こさないようにする
基本方針	・市民や熊本北合志警察署をはじめとする関係機関と連携した交通安全運動に取り組み、特に高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通安全対策を推進します
施策の柱	・交通安全意識の高揚 ・交通事故防止対策の推進

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の歩行中や運転中の交通事故が増加しています。 ・朝夕の通勤時に渋滞を避け、生活道路内を速度超過で通過する車があります。 ・交通法規を守らない運転者、歩行者がいます。 ・消えかかって認識しづらい道路標識や横断歩道、区画線など引き直しの要望が増加しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び児童・生徒の交通安全教室の開催や、啓発活動の実施が必要です。 ・高齢者ドライバーへ免許返納を含めた安全運転対策が必要です。 ・消えかかった道路標示標識、横断歩道、区画線等の早急な対応が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 市内の交通事故発生件数(人身事故)	175	成り行き値	175	175	175	175	件
		目標値	165	160	155	150	
B 市内の交通事故死者数(市民数)	1	成り行き値	1	1	1	1	人
		目標値	0	0	0	0	
C 市民が第1当事者となった県内での交通事故発生件数(人口1万人あたり)	29	成り行き値	29	29	29	29	件
		目標値	28	27	26	25	

市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、交通安全に関する意識を高め、交通法規を遵守します。 ・市民、団体は、小中学校児童生徒の登下校中の見守りや指導を行います。 ・市民、地域は、生垣等が交通の障害とならないよう歩道や道路へのはみ出しを防止します。 ・事業所は、社用車の安全運行に努めるとともに社員の交通安全意識の向上を図ります。

行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・市は、交通安全教室の開催や啓発活動を行い交通安全意識の向上を図ります。 ・市は、交通安全に関する環境の整備を行います。 ・市は、熊本北合志警察署をはじめとする関係機関と連携し、交通安全運動、交通安全対策を推進します。

17. 防犯対策の推進
【SDGSにおける努力目標】

★16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。




犯罪被害にあわない、起こさないまちをめざして、地域ごとの防犯力を高める取り組みを推進し、防犯灯や防犯カメラなど施設環境の整備を促進します。また、迅速で幅広い防犯情報の提供に努めるとともに、消費者保護に関するわかりやすい情報の提供に努めます。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
刑法犯認知件数	180	151	158	全国的に減少傾向にあるが、近年は自転車盗難などが増えてきています。
犯罪被害にあうかもしれない不安を持たない人の割合（市民アンケート）	46.8	49.9	54.7	北合志警察署の新設による安心感の増加だと考えられます。

対象	市内全域と市民、観光客等	意図	犯罪被害にあわない、起こさないようにする
----	--------------	----	----------------------

目標	市民、観光客等が犯罪被害にあわない、起こさないようにする
基本方針	・犯罪被害にあわない、犯罪を起こさせないまちを目指して、自主防犯組織の再編成と自主防犯意識の高揚を推進し、見守りカメラや防犯灯の設置、適正な空家対策など犯罪の起きにくい環境整備を進めます。また、犯罪未然防止の為に情報発信やインターネット、SNSの利用に関する啓発を行います。
施策の柱	・防犯意識の高揚と地域防犯対策 ・防犯に関する環境整備 ・消費者保護の充実

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市北区と合志市の防犯組織構成に違いがあります。 ・児童生徒への声掛け事案が増加しています。 ・屋外でたむろするような若者をパトロール中に見かけることは減少しています。 ・メールやインターネット、電話、訪問等による特殊犯罪など手口が巧妙化してきています。 ・市内の刑法犯認知件数は年々減少しており、放置自転車の処理件数も減少傾向にあります。 ・犯罪の温床となる可能性がある空家対策に取り組んでいます。 ・消費生活センターには多くの相談が寄せられ、増加傾向にあります。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯団体の再編成と地域での見守りパトロールなど自主防犯意識を高める必要があります。 ・犯罪が多発する場所においては犯罪を抑制する為の環境整備が必要です。 ・高齢者に対する犯罪やインターネット・SNSで犯罪に巻き込まれなくする啓発が必要です。 ・自転車の施錠対策が必要です。 ・空き家等が管理不全とならない対策が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 刑法犯認知件数	158	成り行き値	158	158.0	158	158	件
		目標値	156	155	154	153	
B 犯罪被害など治安に不安を持たない人の割合（市民アンケート）	54.7	成り行き値	54.70	54.70	54.70	54.70	%
		目標値	57.00	58.00	59.00	60.00	
C 防犯団体を設置している行政区の割合	26.7	成り行き値	26.70	26.70	26.70	26.70	%
		目標値	29.00	30.20	31.40	32.60	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域の防犯活動に協力します。 ・市民は、近隣住民や子どもへの声掛けと挨拶を行います。 ・市民は、自ら被害にあわないよう地域の危険個所の情報共有を行い日頃から犯罪抑止に取り組みます。 ・地域は、市民の安全を守る為、見守り活動を行います。
-------	---

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、犯罪の起きにくい環境の整備を行います。 ・市は、自主防犯団体の再編成の支援を行い、市防犯協会の再構築を行います。 ・市は、熊本北合志警察署をはじめとする関係機関等と連携を図り、犯罪に関する教育、見守りパトロールや犯罪情報の発信・相談などを行います。
-------	--

18. 住環境の充実
【SDGSにおける努力目標】

★11.1 2030年までに、全ての人の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

人と自然の共生をめざして、身近な里山の風景やみどりの景観の保全に、市と市民と地域が協働で取り組んでいきます。また、都市公園や上下水道施設等の公共インフラの適正な維持・整備等を推進し、加えて増加する空き家等の対策を講じ、快適な住環境の確保を図っていきます。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
よい住環境であると感じる市民の割合（市民アンケート）	92.7	92.0	91.8	良好な住環境を意識した市民の取り組みが実行されていることや、公共施設の適正な維持管理が行われていることが考えられます。

対象	市民	意図	快適な住環境で暮らすことができる
----	----	----	------------------

目標	市民が快適な住環境で暮らすことができる
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 美しいまちづくり条例に基づき美しいまちづくりを推進し、生活環境の向上を図ります。 快適な住環境をめざし、公園等の公共施設の計画的な整備や更新に努めます。 空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を推進します。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 環境衛生の充実 公営住宅の充実 公園など身近な住環境の整備とみどりの保全

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数が経過した市営住宅が多く、老朽化しています。 ・市営住宅の居住者は入居期間が長期化し、高齢化が進んでいます。 ・市民一人当たりの公園面積は、国の目標値を僅かに上回っています。 ・悪臭や焼却による煙等の問題は条例等で規制しています。 ・空き家の管理不全による火災や犯罪の温床が危惧されます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な改修や維持管理が必要です。 ・公園等の計画的な整備が必要です。 ・より良い住環境にしようという意識の啓発が必要です。 ・ごみ等のポイ捨てや焼却に対する規制対策の充実が必要です。 ・荒地となり、手入れが困難となった土地等の適正な管理が必要です。 ・増加傾向にある空き家対策の推進が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A よい住環境であると感じる市民の割合 (市民アンケート)	91.80	成り行き値	91.60	91.50	91.40	91.30	%
		目標値	92.00	92.10	92.20	92.30	

市民の役割



- ・市民は、良い住環境になるよう意識して行動します。
- ・市民は、公園等の公共施設を大切に利用します。
- ・市民は、所有する建物等の適正な管理保全を行います。
- ・地域では、公共施設の維持管理等に積極的に協力します。

行政の役割

- ・市は、市民との協働により、良好な住環境をつくりあげるための啓発、指導を行います。
- ・市は、市民が、安心して安全に使用できるよう公共施設等の整備、維持管理を行います。
- ・市は、公害の防止のため、法令等に基づき適切な指導を行います。
- ・市は、住環境を保全するため空き家対策特別措置法に基づき空き家対策を行います。
- ・市は、空き家予備軍となる可能性がある高齢者への勉強会等を行います。

19. 水環境の保全
【SDGSにおける努力目標】

★6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

貴重な地下水を飲料水として活用できる恵みを後世に引き継ぐため、広域的な観点から地下水のかん養を促進します。また、河川や地下水などの水環境を保全するための水質監視に努め、農畜産堆肥の適正管理の徹底など環境保全型の農業を推奨し、地下水汚染防止対策に取り組みます。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
市内河川のBOD(測定地点) 基準達成箇所数/測定地点数×100	100.0	100.0	100.0	下水道の普及により河川の水質が維持できています。

対象	地下水、河川	意図	良好な水質を保つ
----	--------	----	----------

目標	地下水、河川が良好な水質を保たれている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・節水や地下水かん養を促進します。 ・地下水の汚染を未然に防止します。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水のかん養と河川、池沼の汚染防止

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・給水人口の増加に伴い、地下水の取水量も増加傾向にあります。 ・雨水タンク設置補助事業を行うとともに、新築時には雨水浸透柵設置を要請しています。 ・水環境保全のため、地下水保全総合計画の行動計画により、地下水採取者へのかん養促進等を行っています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水かん養の実践につながる効果的な啓発事業が必要です。 ・硝酸性窒素対策として、適正施肥、家畜排せつ物の適切な管理及び活用が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 市内河川のBOD(測定地点) 基準達成箇所数/測定地点数×100	100.00	成り行き値	100.00	100.00	100.00	100.00	%
		目標値	100.00	100.00	100.00	100.00	
B 上水道水源地の水質基準達成箇所数/測定した水源地数×100	100.00	成り行き値	100.00	100.00	100.00	100.00	%
		目標値	100.00	100.00	100.00	100.00	

市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、新築住宅には雨水浸透柵を設置します。 ・市民、事業所等は節水や地下水かん養に取り組みます。 ・地下水採取者は、節水を心掛け、採取量を毎年報告します。 ・耕種農家と畜産農家は連携を図り、適正な堆肥処理に努めます。

行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・市は、節水や地下水かん養の啓発に努めます。 ・市は、河川や地下水の調査や水質検査を行います。 ・市は、硝酸性窒素の低減対策に努めます。

20.
水の安定供給と排水の浄化
【SDGSにおける努力目標】

★6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



安全安心な水道水を安定して供給するため、良質な水源を確保し、老朽化した配水管の敷設替えや水道施設の更新、新規建設を計画的に行います。また、快適な生活と水質の浄化機能を担う下水道事業についても、施設の改築更新を進めるとともに健全な事業経営に努めます。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
上水道施設の故障による断水回数	0	1	0	上水道施設の設備機器保守点検業務、電気保安管理業務を実施し、上水の供給能力を健全に維持することにより施設の故障を未然に防いだことが考えられます。
上水道水源地の水質基準達成箇所数/測定した水源数×100	100	100	100	水源施設設備機器保守点検業務、電気保安管理業務を実施し、施設を適正に管理することにより、水質を基準内に収めることができたためです。
下水道放流水の水質基準達成回数/検査回数×100	100	100	100	汚水処理場の施設管理業務、電気保安管理業務を実施し、処理場を適正に管理することにより、放流水を水質基準内に収めることができたためです。

対象	上水道施設 下水道施設	意図	良質な水を安定して供給する 家庭などからの排水を適正に浄化する
----	----------------	----	------------------------------------

目標	<ul style="list-style-type: none"> 上水道施設が良質な水を安定して供給している。 下水道施設で家庭等からの排水を適正に浄化されている。
基本方針	<p>【水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配水施設の計画的な整備と良好な水源の確保を行います。 基幹施設の改修や更新、耐震化を進めます。 地下水かん養や節水の推進を図ります。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道経営戦略に沿って経営基盤の強化と経営の合理化に努めます。 下水道ストックマネジメント計画に沿って、計画的な維持管理・更新・長寿命化・耐震化を図ります。 適正に排水を浄化し、排水基準を遵守しながら、良好な放流水質を維持します。 水洗化へ向けた普及啓発を行い、より一層の排水の浄化に努めます。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給 排水の浄化

現状	<p>【水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設の機能保全及び整備強化に努め、低廉で良質な水を安定的に提供しています。 人口増加に伴い、年間使用水量は増えています。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚水を適切に浄化処理し、水質汚濁を防止するとともに自然環境を保全しています。 施設の老朽化が進んでいます。 施設の耐震化ができていません。 汚水処理人口普及率は99.2%と高い数字となっていますが、一部未接続の世帯があります。 公営企業会計に移行しましたが、事業収支は赤字が続いています。
課題	<p>【水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した水道施設及び配水管の計画的な改修や更新が必要です。 地下水かん養のための啓発や節水の推進が必要です。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、下水道処理区域外も含めたトータルな水洗化へ向けた取り組みが必要です。 施設老朽化の対策が必要です。 熊本地震の経験を踏まえ、施設を耐震化する必要があります。 経営基盤の強化が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 上水道施設の故障による断水回数	0	成り行き値	2	2	2	2	回
		目標値	0	0	0	0	
B 上水道水源地の水質基準達成箇所数/測定した水源数×100	100.00	成り行き値	100.00	100.00	100.00	100.00	%
		目標値	100.00	100.00	100.00	100.00	
C 下水道放流水の水質基準達成回数/検査回数×100	100.00	成り行き値	100.00	100.00	100.00	100.00	%
		目標値	100.00	100.00	100.00	100.00	

市民の役割
<p>【水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業所等は節水や地下水かん養に取り組みます。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業所等は、下水道を正しく理解し、利用します。 飲食店などは、設置された除害施設を正しく管理します。 特定事業所は、定期的な汚水の水質検査を行い、汚水の排水基準を守ります。 市民、事業所等は、使用料の口座振替制度を活用し、経費を抑える取り組みに協力します。

行政の役割
<p>【水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、配水池や水源地を整備し、老朽化した配水管の布設替えを計画的に行います。 市は、節水や地下水かん養の啓発を行います。 <p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市は、下水道を正しく利用してもらうための啓発に努めます。 市は、※除害施設の管理に関する指導・監督を行います。 市は、特定事業所へ定期的な水質検査を行います。 市は、適切な維持管理と計画的な更新を行い、良好な放流水質を維持します。 市は、持続的・安定的な下水道サービス事業に努めます。 <p>※【注釈】除害施設とは、工場や事業場からの排水のうち、下水道施設の機能を低下又は損傷したり、処理場からの放流水の水質を悪化させるおそれのあるものを処理する施設</p>

21. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

【SDGsにおける努力目標】

★12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



自然環境への負荷の低減を図るため、ごみ減量4R活動や分別の奨励、ごみ処理に対する意識の高揚を図りごみ出しマナーの徹底を図ります。また、人口の増加とともにごみの総排出量は増加傾向にあり、ごみ処理全体に掛かる負担を少なくするため、新環境工場の安全で効率的な事業の運営と廃棄物の適正な処分等を推進します。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
一人当たりの廃棄物の量(年間Kg)	198.7	197.7	195.2	年々減少しています。廃棄物抑制の市民意識が向上していると考えられます。
事業所から出る廃棄物の総排出量(t)	2,192	2,281	2,250	事業所数が増加したことにより、事業活動の活性化により廃棄物の量も増加したが、適正な処理が進んでいると考えられます。
一人当たりのリサイクルした資源の量(Kg)	41.1	37.9	36.3	転入者が増加したことによる、ごみ分別の周知徹底が不十分だったことが考えられます。

対象	市民、市内事業所	意図	廃棄物を減らす 資源としてリサイクルする
----	----------	----	-------------------------

目標	市民、市内事業所において、ごみの減量化や資源のリサイクルが進んでいる
基本方針	・循環型社会の構築を図り、ごみ減量に向けた資源リサイクルを促進します。
施策の柱	・ごみの発生抑制とリサイクルの推進 ・廃棄物の適正処理

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増加や事業所等の増に伴いごみ量は増加しています。 ・ごみ出しのマナーが守られていないことがあります。 ・資源物回収団体活動回数及び回収量が減少傾向にあります。 ・ポイ捨て、不法投棄が依然として無くなりません。 ・菊池環境保全組合新環境工場の稼働に向けて計画が進んでおり、組合負担金は増加しています。 ・小売店等では、販売時にレジ袋が提供されています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ量の増加に伴い、処理費用など市の負担が増えており、さらなるごみ減量対策が必要です。 ・資源処理困難物の更なる周知徹底が必要です。 ・資源物回収団体を増やすためのより一層の取り組みが必要です。 ・不法投棄を防止するため、看板設置やパトロールの更なる強化が必要です。 ・レジ袋を使わない環境づくりが必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 一人当たりの年間廃棄物の量	195.2	成り行き値	195.50	195.50	195.50	195.50	kg
		目標値	195.00	194.50	194.00	193.50	
B 一事業所当たりの排出量	4,191	成り行き値	4,200	4,200	4,200	4,200	kg
		目標値	4,150	4,125	4,100	4,075	
C 一般廃棄物のリサイクル率(事業系を除く)	14.82	成り行き値	14.80	14.70	14.70	14.60	%
		目標値	15.00	15.50	16.00	16.50	

市民の役割

- ・市民は、マイバッグ等を利用し、レジ袋の削減に協力します。
- ・市民、事業所は、3R（リデュース：ごみの発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：ごみの再生利用）及びリフューズ（拒否）などを実行し、廃棄物の発生を抑制します。
- ・市民、事業所は、ごみの分別をさらに徹底し、併せてごみの減量化を促進します。
- ・市民、事業所は、ごみ出しルールを遵守します。
- ・市民、地域、団体は、資源物のリサイクルに協力します。

行政の役割

- ・市は、ごみ減量のためにごみの量の「見える化」を行い、市民に啓発します。
- ・市は、ごみ出しルールやごみ減量方法等の周知・啓発を行います。
- ・市は、計画的に廃棄物を収集し、廃棄物の適正処理（資源のリサイクル等）を行います。
- ・市は、マイバッグ等の利用を促します。

22. 地球温暖化防止対策の推進
【SDGSにおける努力目標】

★13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

温暖化防止対策については、市・市民・事業所それぞれが活動の再点検を行うとともに、環境保全型の新たなエネルギーの活用を拡大させるなど環境に負荷を与えない取り組みを促進します。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
地球温暖化防止対策に取り組んでいる世帯の割合 (市民アンケート)	62.7	61.5	67.8	太陽光発電や節電等への認識や、低燃費車両やLED照明器具の購入、マイバック持参などが地球温暖化防止対策と認識されてきたと考えられます。
地球温暖化防止対策に取り組んでいる事業所の割合	100	100	98.1	ほとんどの事業所において、何らかの地球温暖化防止対策に取り組んでいることが考えられます。
温室効果ガスの削減目標を掲げて取り組んでいる事業所数	10	13	13	市内企業に対し二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいる企業が徐々に増えてきていると考えられます。

対象	市民、事業所	意図	CO2の排出量を削減する生活や事業活動を行う
----	--------	----	------------------------

目標	市民や事業所において、CO2の排出量を削減する生活や事業活動を行っている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体実行計画及び地域エネルギービジョンに基づき計画を推進します。 地球温暖化防止対策の普及・啓発を進め、CO2削減に取り組めます。 温室効果ガス排出削減につながる森林経営管理に努めます。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止対策の推進

現状	<ul style="list-style-type: none"> 家電製品の保有台数の増加により、二酸化炭素排出量が増加します。 地球温暖化防止に対する関心は高いため、エコに関する意識も向上しています。 家庭ごみを庭等で燃やすことが一部で見受けられます。 国から温室効果ガス排出削減に向けて森林吸収量の確保に必要な森林経営管理が求められています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> エコに関する具体的な取り組みの啓発が必要です。 家庭ごみを燃やすことを禁止する啓発が必要です。 森林経営管理には多額の費用と人材を要するため、森林規模等を勘案した対応が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 地球温暖化防止対策に取り組んでいる世帯の割合 (市民アンケート)	67.80	成り行き値	68.00	68.50	69.00	69.50	%
		目標値	70.00	72.50	75.00	77.50	
B 地球温暖化防止対策に取り組んでいる事業所の割合	98.08	成り行き値	98.08	98.08	98.08	98.08	%
		目標値	98.30	98.70	99.10	99.50	
C 温室効果ガスの削減目標を掲げて取り組んでいる事業所数	13	成り行き値	13	13	13	13	事業所
		目標値	14	15	16	17	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、家電製品の買い替えの際は省エネ家電製品の選定や、使用時間の短縮に努めます。 市民は、自動車のエコドライブを心掛け、公共交通機関の利用に努めます。 地域、団体は地球温暖化防止対策の普及、啓発を進めます。 森林所有者は、森林の保全管理に努めます。 事業所は、エコカー購入、エコドライブの推進、節電、緑化活動等に取り組めます。
-------	--

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市は、クールビズ等により冷暖房利用量の削減を図ります。 市は、地球温暖化防止に取り組む活動団体と協力し地球温暖化防止対策の活動を行います。 市は、森林面積や林業事業者の状況に合った森林経営管理に努めます。
-------	--

23. 計画的な土地利用の推進
【SDGSにおける努力目標】

★11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。




地域の特性に応じて土地が活用され、ゆとりある充実した市民生活が営めるよう、重点区域土地利用計画の具現化に向けた土地利用を推進します。無秩序な宅地化を抑制し、拠点地区周辺や骨格となる軸周辺を基本とした公共交通や生活の利便性が高く、既存市街地との連続性のある区域において、計画的な市街化区域拡大を検討します。農地については、就農者の意向を尊重し、計画的な土地利用の方向性との整合を図り、有効な活用に努めます。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
市街化区域で有効に市街化がなされている土地の割合	81.5	81.9	82.6	28年度に竹迫地区が市街化区域に編入されたことで、市街化区域が広がった。また熊本地震の被害が比較的少なかったことなどから、市街化区域内における未利用地の開発が進んだことが考えられます。
市街化調整区域で開発を誘導した箇所数	1	2	3	重点地区の御代志地区について、区域区分の見直し（市街化区域編入）が進行していることが考えられます。

対象	市内全域の土地	意図	地域の特性にあった土地利用がなされる
----	---------	----	--------------------

目標	市内全域の土地で地域の特性に合った土地利用がなされている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の低・未利用地の宅地化を促進します。 市総合計画、都市計画マスタープラン、重点区域土地利用計画に則った土地利用を推進します。 農業、商業や工業など地域の振興に必要なバランスある土地利用を図ります。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な市街地の形成

現状	<ul style="list-style-type: none"> 市全域の約9割が市街化調整区域に指定され、そのうち約半分が農用地区域となっています。 集落内開発や地区計画により、年間約100件の開発が行われています。 人口が増加していますが、市街化区域及び市街化区域に近い市街化調整区域で開発された地域へ居住される方が多く、市南部と北部における地域間格差が広がっています。 御代志駅周辺を市街化区域に編入し、交通結節機能向上、新たな都市機能拠点の創出や既存住宅地における防災性の向上などを目的とした御代志土地区画整理事業が進められています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な土地利用を推進するために、総合計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画等を基本とした、地域の実情に即した誘導方策が必要です。 市街化区域の隣接地域の開発は、急激な人口増加が誘発されるため、既設の上下水道施設、教育施設、福祉施設等の整備・改修の検討が必要です。 国・県有地および施設の利活用が可能かどうか検討が必要です。 長期展望に立った都市計画の見直しが必要です。 重点区域土地利用計画に基づくバランスの取れた土地利用が必要です。 スプロール現象を抑止するための方策が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 市街化区域で有効に市街化がなされている土地の割合	82.60	成り行き値	85.00	85.40	85.90	86.50	%
		目標値	85.00	85.40	85.90	86.50	
B 土地利用重点地区で計画的な土地利用がされる箇所数	3	成り行き値	4	4	4	4	箇所
		目標値	4	5	5	5	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、市が策定した土地利用計画等に参画協力します。 事業者は、土地利用を行なう場合、市民及び関係者に対して丁寧な説明を行い、市の均衡ある発展に協力します。
-------	---

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市は、地域の特性を踏まえた土地利用計画を策定し、市民との合意形成に努めます。 市は、土地利用に合った公共施設の整備を行います。 市は、都市計画の決定は、市民の意見を反映した計画とします。 市は、事業者が土地利用を行う場合、公共性・公益性の高い整備等については、将来を見据えて支援を検討します。
-------	---

24. 計画的な道路の整備
【SDGSにおける努力目標】

★9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを揮発する。




渋滞の解消や、道路交通がスムーズに行えるようにするため、主要幹線となる国県道や広域交通拠点の整備について、関係機関との連携や要望活動を強化します。また、まちづくりに大きな影響を与える市の主要市道については、重点区域土地利用計画に基づき整備計画を策定し、計画的かつ着実な整備を進めます。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
4年間の整備済延長/4か年（H28～31）の道路整備計画総延長×100	19.6	35.8	49.8	社会資本整備総合交付金事業（福原原水線改良事業）を平成31年度に供用開始するために重点的に整備を行った結果、市道改良事業及び市道舗装事業が伸びなかったと考えられます。
道路利用に関して満足している人の割合【市内の移動】（市民アンケート）	64.9	65.9	47.4	慢性的な国道387号線や県道を中心とした幹線道路及びそれに接続する市道等の渋滞に対し、住宅開発等での人口増加による交通量の増加が追い打ちをかけ、市民の満足度が低下したと考えられます。

対象	市内道路とその利用者	意図	市内の道路を安全かつ円滑に通行できるようにする
----	------------	----	-------------------------

目標	市内道路とその利用者が、市内の道路を安全かつ円滑に通行できている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 安全、安心かつ円滑に通行できる道路の整備に努めます。 住宅地、団地等の住宅密集地の通り抜け車両防止や、スピード抑制策を実施し、歩行者の安全確保に努めます。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な道路の整備 道路環境の整備

現状	<ul style="list-style-type: none"> 住宅開発による定住人口の増による交通量が増加し、渋滞箇所が増えていきます。 市外周辺地域の開発や人口増加及びスマートインターチェンジ開通、国県道等幹線道路の整備により市外からの市内通過車両が増加しています。 道路、橋りょう整備のための財源確保が困難となっています。 道路、橋りょう等の老朽化が進み、維持管理費が増加しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 渋滞解消のための道路拡張、歩道整備箇所には住宅が立地しているため整備が困難です。 道路整備には、市民や土地所有者の理解と協力が必要です。 計画的な道路整備と維持管理のため、予算確保が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 4年間の整備済延長/4か年（R2～5）の道路整備計画総延長×100	49.80	成り行き値	90.00	10.00	30.00	50.00	%
		目標値	100.00	20.00	40.00	60.00	
B 道路利用に関して満足している人の割合【市内の移動】（市民アンケート）	47.40	成り行き値	50.00	50.00	50.00	50.00	%
		目標値	55.00	56.50	58.00	59.50	

市民の役割

- 市民は道路維持管理に協力します。
- 市民は渋滞を緩和するため、公共交通機関の利用を心がけます。
- 企業は、ノーマイカーデーや始業時間を変更し、渋滞や事故防止に寄与します。

行政の役割

- 市は、道路事業に際して、市民及び土地所有者への説明を行い、理解と協力を求めます。
- 市は、国・県・近隣市町と連携し幹線道路のネットワークを形成します。
- 市は、市道舗装維持管理計画に基づき、計画的な道路の維持管理に努めます。
- 市は、市民からの道路の維持修繕についての苦情・要望に対し、速やかに対応するよう努めます。
- 市は、用地買収や家屋等の補償に伴う、職員の専門的知識の習得に努めます。

25. 公共交通の充実
【SDGSにおける努力目標】

★11.2 2030年までに、漸弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。



11 持続可能な都市とコミュニティ
3 健康的な生活と福祉
7 エネルギーと気候
11 持続可能な都市とコミュニティ
13 気候変動に具体的な対策を

公共交通は、高齢化社会の進展に伴い市民の移動手段としてますます重要性が高まります。市内外の移動が更に円滑にできるよう、コミュニティバスをはじめJRや熊本電気鉄道、路線バス等の効果的な活用及び乗り継ぎ等の利便性向上を図ります。また、交通渋滞の緩和や環境に優しいまちの実現のため、自動車利用から公共交通機関への移行を促進するとともに、市内全域や近隣市町と連携のとれた交通体系の構築を図ります。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
公共交通機関を利用している人の割合（市民アンケート）	68.0	68.8	65.9	地震以降自家用車やバスの定時性の確保が難しくなり、一時的に電車で利用者が流れたものの、現在は自家用車へと転化しているのではないかと考えられます。
公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え、乗り継ぎが円滑にできていると思う市民の割合（市民アンケート）	48.9	43.9	40.8	地震以降の運転手不足による民間路線の減少や、バスの定時性の確保が問題となっており、電車への結節等がうまくいかなくなっていることが要因と考えられます。

対象	市民	意図	市内外の移動が円滑にできる
----	----	----	---------------

目標	市民が、市内外へ円滑に移動できている
基本方針	・利便性の高い交通網の再構築によりコミュニティバス等の利用促進に努め、またJR豊肥線や熊本電鉄線の各駅への乗り継ぎによる利便性の確保を図ります。
施策の柱	・公共交通の利便性の向上

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行の要望は高まっています。 ・運転免許の自主返納者や高齢者などに対する公共交通の必要性が高まっています。 ・コミュニティバス運行委託費が増加しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の域内交通だけでなく、コミュニティバスによるJR豊肥線や熊本電鉄線との乗り継ぎ利便性の確保が必要です。 ・市民の生活に沿った運行ルートや運行ダイヤの設定が必要です。 ・利便性の確保が難しく、利用者数が伸び悩んでおり、交通網の見直しと再検討が必要です。 ・コミュニティバスの利用促進につながるような仕組みの検討や周知啓発が必要です。 ・持続可能な公共交通の維持が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 公共交通機関を利用している人の割合（市民アンケート）	65.90	成り行き値	65.90	66.40	66.90	67.40	%
		目標値	71.50	72.00	72.50	73.00	
B 公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え、乗り継ぎが円滑にできていると思う市民の割合（市民アンケート）	40.80	成り行き値	40.40	40.20	40.00	39.80	%
		目標値	49.00	50.00	51.00	52.00	
C 人口に対するコミュニティバス利用者の割合（年間）	131	成り行き値	129	128	127	126	%
		目標値	134	136	138	140	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民は、環境負荷等を考慮し、自家用車と公共交通機関を状況に合わせて利用します。 ・運行事業者は、利便性の高い公共交通の運行とサービスの提供に努めます。 ・区（自治会）等は、地域での公共交通の推進に積極的に携わります。
-------	---

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、コミュニティバス交通網の再構築や公共交通機関連携を図ります。 ・市は、公共交通に関する市民ニーズの把握に努めます。 ・市は、公共交通に関する情報をわかりやすく市民に伝えます。 ・市は、市地域公共交通再編実施計画を策定します。
-------	---

26. 農業の振興

【SDGSにおける努力目標】

★2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。
















本市の基幹産業である農業の振興については、後継者の育成や経営力の強化、生産品の価格安定対策を推進し、効率性を高める生産基盤の整備や関係機関との連携強化を柱に、安定した所得向上に努めます。また、農業を核として付加価値の高い新たな特産品の開発や合志ブランドの確立に取り組む活動、いわゆる6次産業化を通じて、新しい複合的な農業の振興を図ります。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
認定農業者数	222	232	238	高齢等を理由に認定農業を更新されない農業者もいたが、新規就農者を認定農業者として認定した件数が年々増加しているものと考えられます。
生産農業所得（認定農業者一戸当たり）	7,340,000	7,580,000	7,120,000	畜産については安定的な経営となっているが、路地野菜（特に冬野菜）については、温暖化の影響で所得が左右されるものと考えられます。

対象	市内の認定農業者	意図	経営が安定している
----	----------	----	-----------

目標	市内の認定農業者の経営が安定している
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性の向上と多彩な担い手(新規就農者、農業に参入する企業など)の育成を推進します。 ・農家の所得向上を目指した農業の振興を図ります。 ・農商工連携、医福食農連携等による6次産業化やブランド化戦略を推進します。(地理的表示(GI)保護制度の活用等)
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤の確保と経営力の強化 ・後継者の育成 ・関係機関との連携の強化

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・農業、農村構造が変化しており、農業者の減少と高齢化が進んでいます。また農地は、住宅や店舗等の広がりにより混在化しています。 ・営農支援員を配置し、新規就農者へ営農指導や農作物のブランド化に取り組んでいます。 ・農道や農業用施設(用排水やため池)は、データやシステムによる管理ができていません。 ・農地などに影響を与える道路整備計画等(地域高規格道路や住宅開発など)の情報収集を行っています。 ・国内では、家畜伝染病の発生や鳥獣被害が増加しています。 ・稼げる農業の基盤づくりとして、関係機関(商工部門、農研機構、包括連携協定団体など)と連携し、6次産業化及び農商工連携の推進やブランド化に取り組んでいます。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手(新規就農者、農業に参入する企業など)の育成・確保が必要です。 ・農業経営効率化のため農地の集積、集約化を図るとともに、農作業負担の軽減に向けて農業従事者の省力化を図る必要があります。 ・消費者からは、安全で安心できる高付加価値の農産物を生産することが求められています。 ・農道や農業用施設(用排水やため池)を適切に管理し承継していく必要があります。 ・農地などに影響を与える道路や開発計画等に対しては、早い段階からの調整や協議が必要です。 ・家畜伝染病に備えた防疫体制を確立し、発生を抑えるための農家への啓発が必要です。 ・鳥獣被害対策は、市民への迅速な情報提供及び熊本県や警察署との連携が必要です。 ・さらなる6次産業化、農商工連携を進めるため、医福食農連携による取り組みに加え、ブランド化や特産品の創出及び販路拡大が急務です。 ・農商工連携による結び付きを強化するため、商工業者側(企業など)から農業への参入促進が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 認定農業者数	238	成り行き値	234	230	227	224	経営体
		目標値	238	238	238	238	
B 生産農業所得（認定農業者一戸当たり）	5,300	成り行き値	5,400	5,500	5,610	5,720	千円
		目標値	5,850	6,400	6,950	7,500	
C 認定農業者の法人化率	19.30	成り行き値	20	20	20	20	%
		目標値	20	21	22	23	

市民の役割

- ・市民は、農業の現状を理解し、地産地消に努めます
- ・生産者は、消費者のニーズを把握し、高付加価値の作物作りを行います。
- ・生産者は、農作業の労働時間の短縮や省力化に努めます。
- ・クマモト未来型農産業コンソーシアム推進協議会は、農業者、地域企業との連携を通じ、農業が抱える課題の解決を図ります。

行政の役割

- ・市は、農業者が取り組む農業経営計画の実施に対する支援を行います。
- ・市は、関係機関(民間企業、国、県、J A、クラッシーノこうし等)と連携し、販路開拓を進めます。
- ・市は、関係者(土地改良区、担い手農家など)と連携し、生産性向上につながる農業用施設の改築や更新に取り組めます。
- ・市は、6次産業化及び農商工連携推進のための連絡調整や支援を行います。
- ・市は、農業に関する関係機関(J A、農研機構)や企業との連携を強化し、新たな農業のあり方を検討します。
- ・市は、農道や農業用施設(用排水やため池)を適切に管理し承継していくための設備環境を整備します。(農業用施設等長寿命化計画)
- ・市は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地集積・集約化の仲介を図ります。
- ・家畜伝染病の発生による緊急事態に備え、熊本県との情報伝達をはじめ、防疫体制の確立を図ります。

27. 商工業の振興
【SDGsにおける努力目標】

★8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。




商工会を中心に、同業種間や異業種間の連携協力を図り、後継者の育成や生産・流通基盤の確立、販売力の強化対策を推進するとともに、産学官金と連携した創業支援を行います。また、工業については、将来にわたって安定した操業を可能とするため、立地企業の必要に応じたインフラ整備や増設支援等の環境整備に努めます。

【第1期基本計画における振り返り】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
法人市民税の法人税割を納めている法人数	238	240	286	熊本地震の復興需要、または各種施策効果により、穏やかな景気回復が持続しており、事業所数の増加と黒字化につながっていると思われます。

対象	市内の商工業事業所	意図	健全な経営がなされている
----	-----------	----	--------------

目標	市内の商工業事業所において、健全な経営がなされている
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済の持続的な活力を生み出す地元企業支援体制の確立を図ります。 商工会等地元企業との連携を図ります。 農商工連携を推進し、地域経済の活性化を図ります。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> 人材確保と生産 販売力の強化

現状	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業所数はほぼ横ばいで推移しています。 商店数及び製造業に関する事業所数は大きな変動なく推移していますが、年間商品販売額は増加しており、中でも機械器具卸売業の額が大きく伸びています。 製造品出荷額は、製造業において増加していますが、景気や業況に大きく影響を受けるという現状があります。 市街化区域の拡大による新たな商業エリアがオープンし、大規模小売店舗等の出店が進行しています。 年間商品販売額や製造品出荷額は増加していますが、中小企業においては、事業所数の伸びが見られず、従業者数も横ばいが続いており安定した景気回復には至っていない状況です。 商工業の事業者が農業に参入する取り組みを行っていますが、定着や安定経営には至っていません。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域経済を支える中小企業発展のため、中小企業等振興基本条例に基づいた基本的施策の実施が必要です。 新たな地域経済の担い手を創設するため、創業支援等事業計画による起業化支援が必要です。 中小企業経営者等の後継者不足が進んでおり、事業承継への支援を強化する必要があります。 域内の個人消費拡大と企業活動支援が必要です。 所得の向上及び経営安定化を目指して農商工連携を強化するため、商工業者側(企業など)から農業参入への支援が必要です。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 法人市民税の法人税割を納めている法人数	286	成り行き値	290	290	290	290	社
		目標値	295	295	295	295	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市民は、市内での消費に努めます。 事業所は、企業の自助努力、優秀な従業員の確保、研究開発の充実、健全な経営に努めます。 商工会は、同業種間、異業種間の共存共栄のための連携・協力の推進を図ります。
-------	---

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> 市は、商工会の運営を支援します。 市は、市内商工業者への支援を行います。 市は、起業化支援を行います。 市は、地域ブランド品の認定及び支援を行います。
-------	--

28.
企業誘致の促進
と働く場の確保
【SDGSにおける努力目標】

★8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。



地元雇用に結びつく優良企業の誘致を推進することで、若い年代の定住促進やU・J・Iターン者の就業機会の確保、雇用環境の充実を図ります。また、必要に応じて工業団地の整備や企業誘致のための環境整備を行い、企業の投資を促し、更なる雇用機会の創出を図ります。

【 第1期基本計画における振り返り 】

成果指標	1年目 (H28年度)	2年目 (H29年度)	3年目 (H30年度)	背景として考えられること
市内で働きたい人で働くことができる割合（市民アンケート）	23.5	23.9	27.8	雇用情勢は有効求人倍率が震災前の水準を上回っている状況であり、市内に新たな商業施設もオープンし、雇用の場が増え、市内就業者も増加したと思わます。
立地協定の締結数（新設・増設）	2	3	3	半導体関連、自動車関連の増設によるものが主であり、市場の動向に合わせた動きと思われまます。

対象	働いている人、働きたい人	意図	安定して働ける
----	--------------	----	---------

目標	働いている人、働きたい人が安定して働ける
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市の特性を活かした新しい産業の創出を推進します。 ・地元雇用に結びつく優良企業の誘致を図ります。 ・勤労者が安心して働ける環境づくりを進め、雇用促進と安定化を図るとともに、起業・創業機運醸成を図ります。 ・新たな企業誘致推進のため、さらなる受入体制の整備、環境づくりに努めます。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種連携の促進 ・企業誘致の促進 ・雇用環境の充実支援と就業機会の確保

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな工業団地の整備を進めています。 ・人手不足により、安定した企業活動の継続に影響が生じています。 ・市内には、合志工業団地や栄工業団地、蓬原工業団地、セミコンテックパークなどの工業団地があり、多くの企業が立地しています。 ・工業事業所数及び従業者数は増加傾向にあり立地が進んでいます。また、商業店舗数及び従業者数はほぼ横ばいで推移していますが、民間区画整理事業により大型商業施設が出店しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の立地状況、人口の増加等に見合った各種インフラ整備が必要です。 ・地元雇用につながる企業誘致が必要です。 ・人手不足への支援を強化する必要があります。 ・職場と育児の両立支援として、事業所内保育所運営など、雇用環境整備のための事業所への働きかけを進める必要があります。

成果指標	平成30年度 現状値	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位
A 市内で働きたい人で働くことができる割合（市民アンケート）	27.80	成り行き値	27.80	27.80	27.80	27.80	%
		目標値	28.00	28.50	29.00	30.00	
B 立地協定の締結数（新設・増設）	3	成り行き値	2	2	1	1	件
		目標値	3	3	3	3	

市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業所は、就労のための資格取得等、個人の能力開発に努めます。 ・事業所は、雇用増につながるような経営に努めます。 ・事業者は、働き方改革への対応など、労働環境の整備に努めます。
-------	--

行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、工業団地の造成、優遇措置による企業誘致を行います。 ・市は、大学や研究機関等との産学官連携、起業・創業を支援します。 ・市は、企業等連絡協議会の運営を支援します。 ・市は、市内企業の求人情報の提供、住環境の整備、交通、産業インフラの整備を行います。
-------	---